

第2回水道の諸課題に係る有識者検討会の開催について



厚生労働省において、2022年6月14日に水道の諸課題における有識者からなる検討会が開催され、以下の2つの議題について意見交換が行われました。

① 水道資機材の基準について

水道法第5条にある技術的基準(水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年厚生労働省令第十五号)(妙))を見直すにあたり、有識者からの意見の抽出が行われ、正しくリスクが評価できるよう原材料を明確化した方がいいのではないか等の意見交換を行いました。

② 水道事業者等が行う定期的水質検査及び簡易専用水道の定期的検査について

デジタル原則への適合性の点検・見直作業が行われ、水道法では第20条の規定に基づく定期検査と、第34条の2の規定に基づく簡易専用水道の定期的検査が見直しの対象となりました。

(1) 第20条の規定に基づく定期検査

1ヶ月に1回以上の定期的検査項目9項目のうち、塩化物イオン、TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度の7項目は連続自動測定装置による検査によって3ヶ月に1回以上の検査頻度の緩和が可能と考えられています。そこで水道法検査法検討会では、告示で連続測定装置による方法が規定されているpH値、色度、濁度以外の項目について、連続自動測定装置を検証し、検査頻度緩和の適用拡大を図る方針です。

(2) 第34条の2の規定に基づく簡易専用水道の定期的検査

現状検査頻度の緩和はなく、様々な課題があることから、管理の方法を有識者へヒアリングを行い、常時監視技術等の活用により、検査頻度を緩和しうるか検討する方針です。

当社は水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、及び水道GLP登録検査機関として長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2022年6月14日付 厚生労働省傍聴会配布資料](#)

環境検査箇所 大塚卓也

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>